

## 第 51 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

平成 27 年 8 月 27 日（木） 午前 10 時から午前 11 時 40 分まで

### 2 開催場所

盛岡市中央通 1 丁目 1-38 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

### 3 出席者

【委員（11 名） 敬称略・五十音順】

伊藤 歩  
齊藤 貢  
佐藤 きよ子  
佐藤 久美子  
篠木 幹子  
島田 卓哉  
鈴木 まほろ  
高根 昭一  
鷹觜 紅子  
中村 学  
由井 正敏

【事務局】

環境保全課 環境担当技監兼総括課長 松本 実  
環境保全課 環境影響評価・土地利用担当 臼井 智彦  
自然保護課 技術主幹兼自然公園担当課長 本木 正直  
その他関係職員

【事業者】

電源開発株式会社

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員 15 名中 11 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

(仮称) 新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業環境影響評価準備書について

[会長]

それでは、議題「(仮称) 新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業環境影響評価準備書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(電源開発株式会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事業者より説明させたいとのことですが、よろしいですか。  
それでは、事業者から説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[会長]

それでは、希少野生動植物については、後で説明と質疑を行いますので、先にそれ以外の部分で、事業者からの事業概要説明、委員からの事前質問等に対する事業者の回答につきまして、中身がよく分からないとか、不明な点についての質問等がありましたらお願いします。

[高根委員]

292ページと319ページに、風力発電機の今回採用するものと、既設のものとのパワーレベル、騒音と低周波音について記載されているのですが、これらは、どこから持ってきたものかを評価書に記載することはできますか。

何らかのものを採用して、この数値が出たのだらうと思うのですが、それがどこからなのかということです。

[会長]

出典ですね。

[高根委員]

その通りです。

[事業者]

既設の風車のパワーレベルに関してということでしょうか。

[高根委員]

いえ、新設と建替の両方です。

[事業者]

既設の風力発電機については、実際に現地で測定を致しまして、その結果を記載しております。新設と建替のものについては、メーカーから取り寄せた値を使っておりますので、そちらの方については、記載可能かと思えます。

[高根委員]

いずれにせよ、これらの数値がどうやって得られたのかということ、もう少し詳しく評価書には、記載して頂きたいと思えます。

もう一つ、関係する質問で、今回の予測では、既設の風力発電機のパワーレベルを、元の数値として設定した上で予測を行っていると思うのですが、この数値で、既設の風力発電機のパワーレベルを設定した時に、現在、既設のものだけが動いている状態で、色々な地点の風車による騒音レベルというのが、どの程度になるものなのか、現状とどれほど差があるのかということは検討されているのでしょうか。準備書への記載はないと思うのですが。

[事業者]

293 ページの3段目に、現地調査を行った際の「注」があると思うのですが、現地調査を行った際には、既設の風力発電所が稼動していませんでしたので、それを現況として、その現況に、プラスアルファ、我々が現地調査で得た値を加味して、現況プラス既設、既設プラス建替というようなロジックでこの準備書に記載しています。

[高根委員]

既設のものが動いている時に、どうなのかということは、まだ、調査の結果としては得られていないということですか。

[事業者]

予測になります。

[高根委員]

予測したものと、動いている時の差がどの程度かということは、今の所はまだ得られていないのでしょうか。

[事業者]

そうですね。

[高根委員]

わかりました。ありがとうございました。

[会長]

よろしいですか。他にございますか。

では、私の方から。

個別の問題ではなくてですね、この風力発電施設は、特に新設の方は、結局森林に建てますよね。まあ、現地にも行きましたけども、農地法の問題がクリアできないから森林に建てる、それは変わらないですか。

[事業者]

以前にご説明した通り、農地ではなく、山林に建てるということで変わりません。

[会長]

今回、リプレースの分がありますけども、10基ですか。これは確か、昔農地というか、あれは崩壊地といいますかね、そこに建てたんですけども、今回リプレースする、一部は移動して、全部ナンバーは振り変えるけども、建てる位置は前と同じでしょうか。

[事業者]

先ほどご説明した通り、一部が前回と同じ位置に立替を行いまして、他は場所に変更ございません。

[会長]

では、前と同じ場所なので、リプレースですね。結局、農地法にも、森林法にも既存のもの  
のリプレースだから、問題ないということですよ。

[事業者]

現状建っているものに関しましては、既に一部分筆をして、地目が農地以外になっている場所もございまして、そういった場所は、もう農地法の規制はない状態ですので、そういった場所は、そのまま立替える予定でございまして。

[会長]

分かりました。それから、今回審査する案件は2つの風力の事業が載ってますけども、リプレースに関しては、新たにリプレースに関するアセスをやるという法律ができたわけですけども、今回は、新設と場所が変わらないリプレースとを合体して、一つのアセスということではないんですね。

[事業者]

はい。そうです。

[会長]

それは経済産業省なども、皆了解しているということなんですね。

[事業者]

事前に経済産業省に相談した上でこのように進めております。

[会長]

そうですか。ではこの審査会では、特に問題はないということにします。  
では、他に一般的事項で質問はありますか。

[齊藤委員]

今のリプレースに関して確認なんですけども、建替は10機のうち4機が同じ場所で、6機がちょっとでもずれるんですよね。それは建替という表現で大丈夫なんですか。場所がずれると、それなりのアセスが必要だとは捉えないのでしょうか。

[会長]

それは100メートル以内であれば、問題ないですよ。リプレースの場合はね。

[事業者]

おっしゃる通りでございますし、建替も含めて、全てを含めて環境影響の評価しておりますので、そちらの方は全部含めるというように考えていただいてよろしいかと思えます。

[会長]

他にありますか。

[鷹嘴委員]

すみません、同じような事なのですが、建替えの部分について記載されているのが、確かコンクリートガラが、どのくらい出るのかということしか、記載がなかったような気がするんですけども、基礎から全部撤去ですよね。基礎を解体して、基礎を解体したものを、結局砕いて解体するんですよね。それに伴う振動であるとか、それを今度運搬しなきゃいけないわけですから、それに対する記載というのはないんですか。

具体的に、今はあまり音が出ないような、そういった解体方法っていうのがありますけども、そのようなことをしますという記載はこの中にありますか。

[事業者]

この準備書の中で、先ほどの先生からのご指摘のように、廃棄物につきましては、重機の部分についても、数値についても、予測しております。こちらの方に記載している通りでございます。

一方で、運搬について、廃棄物を運搬する際の騒音、振動等が、発生するわけですけども、これにつきましては、この準備書にある予測値を最大値としてそれを下回るような範囲で、収まるような工法を選択して、撤去を進めていきたいと思っておりますので、そういった観点から、我々も事業を進めたいと思っております。

[鷹嘴委員]

特に記載はしていないということですか。

[会長]

これは、大丈夫なんでしょうか。考え方としては分かるけれども、具体的に書いてないって所がね。

[鷹嘴委員]

何度も見たのですけれども、ちょっと探せませんでした。

[事業者]

準備書の中には明記はしていないんですが、コンクリートのブレーカー等も当然使用します。騒音等の中では、そちらの方も予測はしているのですが、最大値を取るのが別の工事の内容の時ということで、この中では出てきません。

それから、コンクリートガラの運搬ですが、一番工事用車両が多くなるのが、基礎のコンクリートを打設する時、これは7号車が最大になります。コンクリートのガラは特に輸送に際して1日でやるわけではありませんので、そういった事例等ありませんので、コンクリートガラを運ぶ時が少なくなり、一番影響が大きいのがコンクリートの基礎の打設時ということで予測しております。

それから、先程先生が100メートル動かした時には、というお話ありましたが、100メートルというのは環境アセスメントのやり直しの条件で、例えば、発電所の最大出力が10パーセントを越えて増える場合、それから、対象事業区域を設定していますが、これが300メートル離れた場所が、新たにその区域になる場合、それから、アセスメントが全部終わった後に、評価書の中で示した場所から、実際に建てる風車の場所が100メートル以上動く場合、その場合は、環境アセスメントをやり直しなさい、となっていて、現在は、リプレースで100メートル動く場合に再度手続きが必要となるという制度ではありません。

アセスメントの中では、発電所の設備を新設する場合、あるいは、今ある発電所の設備に何か加える場合は、アセスメントの対象になりますが、リプレースは、新たな設備を加える場合と解釈しまして、リプレースをアセスメントの対象とするかどうかは議論の最中ではありますが、私どもとしましては、趣旨から言って当然必要になるだろうと考えまして、今回、アセスメントを進めている所でございます。

[会長]

合体して準備書を出したと。

[事業者]

アセスメント制度の中には、密接に関係する事業に関しては、ひとつのアセスとして進めていけるという記載がございますので、それに則って進めております。

[鷹嘴委員]

ちなみに、解体については、生コンの打設とは違って、一日で生コン車が100台も走行する

ことはないということですが、大体一基あたり、基礎などを解体しますと、おそらく 500 m<sup>3</sup>以上のコンクリートガラが出ると思うんです。

それが、今回、既設分 14 機を解体するわけですから、その 14 倍、14 機分のコンクリートガラというのは、産業廃棄物とか、コンクリートガラの運搬車とか、そういう記載があってもいいのではないかと考えます。

#### [事業者]

まず、環境アセスメントの対象ですが、あくまで対象は、発電所の新設に係る部分、あるいは設備の新設に係る部分でして、最近、火力発電所関係で、リプレースや、更新工事が増えているのですが、こちらの方は、環境省で整備したのですが、新設の工事の期間の中に係ってくる設備の撤去、これについては、同じアセスメントの評価の対象にするということになっています。

逆に言うと、その工事の、新設の期間から外れる部分については、アセスメント図書には記載しなくてよいされています。

今回、4 機を同じ場所で建替える関係で、どうしても、立替風車の工事中に撤去が必要になりますので、こちらの方は予測評価に加えております。ちょっと記述が少ないので、こちらの方は、評価書においてわかりやすく記載することにいたします。

#### [会長]

では、よろしいですか。ちょっと混乱しますけどね。

それでは、一度、一般的な事項に関する質疑は終わりました、準備書に対する、一般的な事項に関するご意見がございましたらお願いします。

#### [島田委員]

今日頂いた資料でいうと 17 ページ、準備書の中では 287～310 ページの騒音の部分ですが、全く素人なのですが、騒音レベルが環境基準を超えている箇所が一箇所あります。

これは、現況でも超えているからいいんだというご説明だったと思うのですが、せっかく、建替えなり、配置換えが若干あるのであれば、少なくともこれを環境基準内に収めるような努力をすることはできないのかという質問です。

#### [会長]

事業者、お願いします。

#### [事業者]

配布された 17 ページにある図ですが、ナンバー4 の地点につきまして、現状で 47 デシベル、稼動後も 47 デシベルで、今回の最終形図でも寄与はゼロということを示させて頂いたところではありますが、現況の 47 というのが、準備書の 300 ページのナンバー4 の上の表ですね、一番下の 47 の風力発電の寄与値が、既設より低い 32 ということになっていまして、既設と新設で、現況が変わらないということになっておりますので、既設があろうと、なかろうと 47 ということとございますので、現況と全く変わりません。

[事業者]

ナンバー4 の測定地点なのですが、現況の騒音レベルが既に環境基準を超えているというところですが、河川が近郊にありまして、この音が現況音に大きな影響を与えて、現況の環境基準を超えているという地点でございます。

一方で、我々も事業者と致しまして、環境影響の低減措置という所は目指して参りますが、風車の寄与分はゼロというところで、我々の努力を示しているところございまして、結果として、現況通りの騒音という評価になると考えております。

[島田委員]

はい。わかりました。

[会長]

他によろしいですか。

[松木委員]

ここで議論できる話かどうか分からないのですが、このすぐ近くで新設というか、並びで事業が計画されていますよね。それは皆さん把握されていることだと思うのですが、葛巻ウィンドファームプロジェクトというものです。

本当に並びなので、例えば、今日、スライドでお見せ頂いた 35 ページ、36 ページの環境監視及び事後調査というのが、1 年や 2 年と書いてありますけども、新たに、違う事業者がやることですが、新設されたときに、特に動物とか、鳥類の動きというのは、それが出来た事によって変わったりすることが考えられると思うのですが、そういう、すぐ周辺に将来的に建つものの影響も含めて、事後調査をする必要性というものを感じるんですが、そういうことを意見書に含めるということができないのでしょうか。

[会長]

私の解釈によれば、今日の案件は先行しているので、後追いの方による複合影響、累積影響の分析、それから対応の責任があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか、事務局。

[事務局]

はい、会長と松木委員が言われたように、近隣で別の計画が現在持ち上がっております。

縦覧の方もされていますが、複合的な環境影響につきましては、やはり後発の事業者の方が複合的な影響に係る予測評価を行い、それを図書に示して縦覧を行うというのが一般的でございますので、もう一つの事業者の手続きがこれから開始されますので、そちらの方で複合的な影響に係る予測評価を行うように、意見を出していければと、事務局としては考えております。

[会長]

事業者から何かありますか。よろしいですか。

(事業者からは特になし。)

[事務局]

事業者との打合せの際に、やはりこのような複合影響が懸念されるということ、県からもお話ししたんですけども、それについては、今後検討していきたいというお話がありましたし、先行している事業者の開示できるデータの範囲もあるかと思いますが、データを貰わないと中々、予測評価が難しい部分もあるということをお聞きして、そういったところが、やはり課題ではありますので、今後、先行している事業者と後発の事業者との間の調整が必要になってくると思いますので、それについては、県も今後検討していきたいと考えております。

[松木委員]

ということは、次の事業を計画している事業者が、今あるこちらの事業者の風車の周辺に立ち入って調査をするということになるのでしょうか。

[事務局]

調査の仕方も含めて、今後検討しなければいけない部分があるんですけども、やはり後発の事業者がそういったことを行っていく必要があると考えております。

[松木委員]

当然、協力は必要になってくると思うので、そこら辺の連携というものを、やはりどこかで明記しておく必要があるのではないかなと思います。

[事務局]

やはり、どうしても先行している事業者の協力がないと、そういったことが出来ない部分がありますので、そういったことは今後検討して意見の中に盛り込んでいきたいと思っております。

[会長]

知事意見として、後発の風力計画に対して、本日の案件で事業者が収集されたデータについて、さしつかえのない範囲で複合影響、累積影響を、後発の事業者が評価する際の便宜のために提供することが望ましいなどと、意見に書いて大丈夫でしょうか。そのぐらいは書けるのでしょうか。

[事務局]

実際にそこまで具体的に書けるかどうかは検討が必要になってきますが、他の意見ではそこまで踏み込んで書いていませんので、どこまで書くかといった、レベルは色々検討しなければいけないのですが、意見に書かなかったとしても、協力をお願いするような形でしか出来ない部分もあるかとは思いますが、やはり何らかの配慮は必要かと考えております。

[会長]

今の段階で事業者の方からありますか。

[事業者]

最近の環境大臣意見は、ホームページ等で公表されていますけども、どの事案においても、だいたい周辺に他事業がある場合には、情報共有等、連携・協力体制を構築しなさいという意見が多く見られます。

本件も、環境省でこういった他事業について把握されていると思いますので、同じようなご意見が出るのかなと思います。実際、情報共有等、そういったことは行っていきたいと思っております。

[会長]

そうですか。まあ書くまでもないかもしれませんが、一応この審査会の意見として、事務局の方で文言を調整して、うまく質問者の意を汲んで、知事意見に書き込んで出して頂きたいと思っておりますけども、事業者は何かありますか。特によろしいですか。

[事業者]

今の回答の通りでございますが、最大限の協力はして行きたいと思っております。

[会長]

はい。それでは、よろしく申し上げます。

他によろしいですか。では、時間も過ぎていきますので、次に移ります。

これから、希少野生動植物に関する非公開審査ということになりますけども、事務局の方で指示をお願いします。

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

はい。よろしいですか。

ちょっと時間の方が、会場の都合で詰まっていますので、一応、これで意見提出、審議を終わりたいと思います。

それでは、これまでに各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。

事務局においてはこれらを踏まえて、知事意見を形成されるようお願いいたします。

以上で、(仮称)新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電準備書の審議を終了致します。

予定の議題は以上ですが、その他の連絡事項等がありましたら、事務局の方からよろしくお願い申し上げます。

[事務局]

本日、委員の皆様から頂いた意見を元にご審議頂いた事業に関する知事意見を形成させていただきます。

また、知事意見の案が出来ましたら、これまでと同様に、各委員の方々にメールを差し上げまして、文言等の確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それから、次回以降のスケジュールでございますが、第52回の技術審査会が、来週の金曜日

9月4日でございます。さらに翌週の9月10日の木曜日、これが、第53回技術審査会の開催を予定しております。

3週連続での開催ということで、委員の皆様には、ご負担をおかけすることになり大変恐縮ですが、何卒、協力の程をよろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

[会長]

はい、他になければ本日はここで終了します。

どうもありがとうございました。